

福島県交通安全母の会連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、福島県交通安全母の会連絡協議会という。

(組 織)

第2条 この会は、福島県内の市町村単位に設立された交通安全母の会（以下「市町村単位母の会」という。）をもって組織する。

(事 務 局)

第3条 この会は、事務局を福島県生活環境部生活交通課内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この会は、交通事故の無い明るい社会を建設するため、母親の力を結集し交通事故防止運動の推進を図るとともに、交通安全対策についての調査研究及び市町村単位母の会相互の交流及び連絡調整を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全県民運動及び各種の交通安全運動への積極的参加並びにその推進についての協力
- (2) 幼児及び高齢者に対する交通安全対策の推進
- (3) 交通安全に関する研修会・研究会等の開催
- (4) 交通安全対策に関する調査研究
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

第3章 役 職 員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	4名
常任理事	10名以内（会長・副会長を含む）
理 事	31名以内（常任理事を含む）
監 事	3名

(役員の選任)

第7条 会長は理事の互選による。

2 副会長は、常任理事の中から会長の指名により選任する。

3 常任理事は、別表（1）の選出区分により理事の互選により選任する。

なお、会長は常任理事選出数に含まれるものとする。

4 理事及び監事は、市町村単位母の会長の内から別表（1）及び別表（2）の選出区分により総会において選任する。ただし、福島市、郡山市からは1名を、いわき市からは2名を市町村単位母の会長以外から選任する。

また、会長が必要と認めるときは、会員の内から、理事2名以内を会長が指名することができる。

- 5 理事が任期途中で欠けた時は選出区市町村単位母の会長の互選により推せんし、直近の総会又は理事会において選任する。ただし、理事会において選任した場合は、次の総会に報告しなければならない。

(役員)の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、方部を代表し、会務を執行するとともに、管内の理事に対する連絡指導に当る。
- 4 理事は、会務を執行するとともに、管内の市町村単位母の会長に対する連絡指導に当る。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職員)

第10条 この会に、次の職員をおく。

事務局長 1名
書記 1名
会計 1名

- 2 事務局長は、福島県生活環境部生活交通課長の職にある者をもって充てる。
- 3 書記及び会計は、会長が事務局長の意見を聞き、会員の中から任命する。

(職員)の職務)

第11条 事務局長は、会長の命を受け、会の事務を総括する。

- 2 書記は、事務局長の指示に従い、会務の記録を処理する。
- 3 会計は、事務局長の指示に従い、会の会計をつかさどる。

第4章 名誉会長

(名誉会長)

第12条 この会に、名誉会長をおくことができる。

- 2 名誉会長は、本会の会長として本会及び交通安全に特に顕著な功績のあった者の中から、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、本会の運営及び交通安全活動に関して指導・助言等を行うことができる。
- 4 名誉会長は、各種会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 顧問

(顧問)

第13条 この会に、顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者及び交通安全母の会に功労のあった者の中から、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の相談に応じるほか、各種会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 会 議

(定 足 数)

第14条 この会の会議は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(総 会)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、理事及び市町村単位母の会長をもって構成する。ただし、市町村単位母の会長の委任を受けた者も含むものとする。

3 通常総会は、毎年1回会長が召集し、会長が議長となる。

4 臨時総会は、会長が必要と認める時召集し、会長が議長となる。

(総会の議決事項)

第16条 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算報告の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他この会の運営に関する重要な事項

(理 事 会)

第17条 理事会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 理事会では、次のことを審議する。

- (1) この会の運営に関すること。
- (2) 事業計画及び予算の執行計画に関すること。
- (3) 総会において委任を受けたこと。

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 常任理事会では、次のことを審議する。

- (1) この会の運営の具体的な内容に関すること。
- (2) 事業及び予算の執行に関すること。
- (3) その他、総会及び理事会において委任を受けたこと。

(議 決)

第19条 この会の会議の議決は、特に定めのある場合を除き、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 会 計

(経 費)

第20条 この会の経費は、負担金・協賛金及びその他の収入をもって当てる。

(会 計 年 度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 細 則

第22条 この会の運営について、必要な細目は、会長が理事会に諮って別に定める。

附 則

この会則は、昭和47年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月27日から施行する。

附 則
この会則は、昭和59年5月8日から施行する。

附 則
この会則は、平成6年5月25日から施行する。

附 則
この会則は、平成14年5月8日から施行する。

附 則
この会則は、平成15年5月8日から施行する。

附 則
この会則は、平成16年5月10日から施行する。

附 則
1 この会則は、平成17年5月10日から施行する。
(経過措置)

2 市町村合併に伴い、現理事及び監事が市町村単位母の会長でなくなった場合であっても、任期満了までその職務を行うことができる。

附 則
この会則は、平成18年5月12日から施行する。

附 則
この会則は、平成19年5月22日から施行する。

附 則
この会則は、平成20年5月16日から施行する。

附 則
この会則は、平成21年5月15日から施行する。

附 則
この会則は、平成22年5月14日から施行する。

附 則
この会則は、平成24年5月22日から施行する。

附 則
この会則は、平成26年5月15日から施行する。

附 則
この会則は、平成28年5月17日から施行する。

附 則
この会則は、令和元年5月21日から施行する。

附 則
この会則は、令和2年6月1日から施行する。